

# 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団

## 養護老人ホーム四條畷荘

### 契約入所 利用契約書

#### ◆◇目次◇◆

第1条（契約の目的）	第15条（身元保証人）
第2条（契約者の資格）	第16条（造作、模様替え等の制限）
第3条（契約期間）	第17条（原状回復の義務並びに費用の負担）
第4条（管理、運営の実施）	第18条（賠償責任）
第5条（各種サービス）	第19条（長期不在）
第6条（食事の提供）	第20条（立ち入り）
第7条（入浴の準備）	第21条（契約利用者からの契約解除）
第8条（生活相談、助言）	第22条（施設からの契約解除）
第9条（緊急時の対応）	第23条（契約の終了及び処置）
第10条（生活援助）	第24条（居室の変更）
第11条（レクリエーション）	第25条（個人情報保護）
第12条（利用料等）	第26条（苦情処理）
第13条（利用料等の納入）	第27条（その他）
第14条（契約入所要綱）	

様（以下「契約利用者」という。）は、社会福祉法人大阪府社会福祉事業団養護老人ホーム四條畷荘（以下、「施設」という。）を契約入所するに当たり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

## 第1条（契約の目的）

施設は、契約利用者が、心身ともに充実した明るい生活を送ることができるように、また契約利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自律した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約利用者に対し、この施設を利用させること及び本契約の定める各種支援（サービス）を提供することを約し、契約利用者は施設に対し本契約の定めるところを承認し、本契約を履行することを約します。

## 第2条（契約者の資格）

契約利用者は、居住に課題を抱える者であって、「住宅確保要配慮者」または「施設長が認めた者」とします。

2 「住宅確保要配慮者」とは、居住に課題を抱えた以下のいずれかに該当する方です。

- (1) 高齢者
- (2) 低額所得者
- (3) 障がい者
- (4) 子ども（高校生相当まで）を養育している者
- (5) 被災者（発災後3年以内）
- (6) 東日本大震災等の大規模災害の被災者（発災後3年以上経過）
- (7) 都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者
- (8) 外国人等（外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者等）

3 「施設長が認めた者」とは、何らかの事情等により、現在の住居での生活に困難を伴い、施設への入所を希望している方です。

## 第3条（契約期間）

契約利用者は、令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日（以下、入所可能日という。）以降であれば、いつでも居室に入居することができます。

2 前項に定める入所可能日をもって本契約の効力が生じます。

3 本契約は第21条及び第22条に基づく「契約の解除」が行われな限り、これを継続します。

## 第4条（管理、運営の実施）

施設の管理運営は、施設長がその責任において実施するものとし、契約利用者は施設の定める運営規程に従います。

## 第5条（各種支援及びサービス）

施設は、契約利用者の求めに応じ契約利用者に対し、次のサービスを提供することができます。

- （１） 食事の提供
- （２） 入浴の準備
- （３） 各種生活相談と助言
- （４） レクリエーション及び行事
- （５） 健康管理及び疾病、負傷等緊急時の援助
- （６） その他個々に必要な支援及び介護

## 第6条（食事の提供）

施設は契約利用者に対し、1日3食、契約利用者の健康に配慮した食事を食堂等において提供することができます。特に医師の指示がある場合は、その指示により特別の食事を提供します。

- 2 前項に掲げる食費については、朝食362円 昼食581円 夕食532円を契約利用者より徴求することができます。（提供分のみ請求）

## 第7条（入浴の準備）

施設は常に入浴設備を良好に管理し、入浴は週2回以上とし、定められた時間に契約利用者が利用できるよう入浴の準備を行うことができます。

## 第8条（生活相談、助言）

施設は契約利用者の希望により、常時各種の生活相談に応じ、必要に応じ行政及び関係機関への紹介手続き等の援助を行います。

## 第9条（緊急時の対応）

施設は、契約利用者が急病若しくは火災等緊急避難を要する事態が発生した場合に備えて、常に万全の管理体制がとれるよう配慮します。

## 第10条（生活援助）

施設は、契約利用者が入所後、日常生活上の援助及び特別な介護を必要とする状態になった場合は、介護サービスが導入できるよう所要の措置をとるものとします。

## 第11条（レクリエーション等）

施設は、契約利用者の生活が健康で潤いあるものとなるよう、必要な助言を行うとともに、契約利用者が自主的に趣味（楽しみ）、教養、娯楽等のレクリエーション等を実施する場合は、その適性と思われる行事等に協力し便宜を供するものとします。

## 第12条（利用料等）

利用料の額については、別表（または重要事項説明書に定める料金表）に基づき、契約利用者別に算定して契約利用者に通知します。

### 第13条（利用料等の納入）

契約利用者は前条の利用料に関し、当月分としてその支払いを行うため「預金口座振替依頼書」により契約利用者又は保証人の口座より口座振替（毎月22日：ただし、金融機関が休業日の場合は翌営業日）の手続きを行うものとします。但し、月の半ばからのご利用や処理の都合等により口座振替が間に合わない場合は、指定の金融機関へ口座振込又は現金による支払いにより行うものとします。振込手数料は契約者負担とします。

入金先	-----	関西みらい銀行 忍ヶ丘支店
		普通 0360414
名義	-----	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
		特別養護老人ホーム四條畷荘荘長吉田広信

- 2 月の途中に入所の場合は、日割り計算とします。
- 3 月の途中で退所する場合は（1ヶ月前より申し出の場合）は、当該月の始めから退居の日までを日割り計算した金額とします。

### 第14条（契約入所要綱）

施設定員50名に対し、20～30%の空きがある場合に限り定員50名に対して20%を上限とし、契約入所を取り交わします。また契約入所後、他の措置入所者が来られた場合は原則、措置入所対象施設である為、措置入所を優先とするので、1ヶ月以内の退所依頼を行わせて頂く事になります。ただし、その方の状況に応じてこの限りではない場合もあります。

### 第15条（身元保証人）

契約利用者は、居住支援法人等の援助を受けることなども含め、入所時に身元保証人を1名立てるものとします。なお、本条に定める身元保証人は、契約利用者と連帯して、本契約から生ずる契約利用者の債務を負担するものとします。

- 2 身元保証人は、契約利用者の緊急事態等に対応できる方（施設近隣市区町村在住の方等）を立てるものとします。ただし、真にやむを得ない特別の事情があると認められ、身元保証人がいない場合はこの限りではありません。
- 3 身元保証人は、契約利用者の身柄及び契約利用者の所有物を引き受ける責任を負うものとします。
- 4 身元保証人が負担する債務の元本は、契約利用者又は身元保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- 5 身元保証人から請求があったときは、施設は身元保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、契約利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。
- 6 身元保証人の住所又は氏名を変更したとき及び身元保証人が死亡等のために変更を要するときは、その旨を速やかに通知しなければなりません。

### 第16条（造作等の制限）

契約利用者は施設の居室以内外については、造作等をしてはなりません。

- 2 万一、許可なく造作等をした場合は、第17条（原状回復の義務並びに費用の負担）に準じ原状回復を行うものとします。

### 第17条（原状回復の義務並びに費用の負担）

契約利用者は施設及び備品について、契約利用者の責に基づき汚損、破壊もしくは滅失したとき、又は施設に無断で居室の原状を変更したときは、直ちに自己の費用により原状に回復するか、又は施設が定める代価を支払わなければなりません。

- 2 契約利用者は、本契約を解除又は終了した場合において契約利用者の居室を施設に明け渡すとき、修理もしくは取り替えを要する場合には、その費用は契約利用者が負担しなければなりません。

#### 第18条（賠償責任）

天災、事変その他の不可抗力及び火災、盗難、暴動、あるいは外出中の不慮の事故により、契約利用者が受けた損害、災難について施設は一切賠償責任を負わないものとします。ただし、施設の故意又は重大な過失による場合は、この限りではありません。

#### 第19条（長期不在）

契約利用者がその居室に1日以上不在となる場合には、契約利用者は施設に対し予めその旨を届け出るとともに、各種費用の支払、居室の保全、連絡方法等について施設と協議するものとします。

#### 第20条（立ち入り）

施設は契約利用者の緊急事態への対応、及び居室の保全、衛生、防犯、防火、その他管理上の必要があると認められるときは、契約利用者の承認を得ることなく居室に立ち入ることが出来ます。

#### 第21条（契約利用者からの契約解除）

契約利用者は本契約を解除することができます。この場合には、契約利用者は契約終了を希望する日の30日前までに施設に通知するものとします。

- 2 契約利用者が病気療養及び諸事情等で、長期間居室を不在とする場合は、施設、契約利用者、身元保証人の間で協議して本契約を解除することができます。
- 3 契約利用者が契約解除の通知を施設に行わず居室を退居したときは、施設が契約利用者の退居の事実を確認した翌日から起算し、7日目を持って本契約は解除されたものとします。

#### 第22条（施設からの契約解除）

施設は、契約利用者が次のいずれかに該当したときは、1か月間の予告期間を置いて本契約を解除することができます。

- (1) 契約利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 契約利用者によるサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも関わらず、これが支払われないなど悪質な滞納等の場合
- (3) 契約利用者の心身状況の変化に伴い、介護保険サービスを受ける必要な状態にも関わらず、必要な介護保険サービスを受けることができなくなった場合
- (4) 契約利用者が、故意又は重大な過失により施設又はサービス従業者もしくは他の契約利用者等の、生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継

続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- (5) 施設が定めた利用料金の変更等に同意できない場合
  - (6) 施設の解散、破産又は滅失や重大な毀損によるやむを得ない事情により、サービスの提供が不可能な状態及び閉鎖する場合
- 2 施設は契約利用者に対し、施設からの契約解除通告に伴う予告期間中に、必ず契約利用者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には、契約利用者、身元保証人、その他関係者、関係機関と協議し、契約利用者の移転先の確保につき協力するものとする。
  - 3 措置入所希望者が新たに申請入所に至り、この事で満床に至る場合は、契約利用（短期宿泊）は終了となり退所の運びとなる。場合によっては小個室へと居室変更して頂く場合があります。

### 第23条（契約の終了及び処置）

本契約は、前条、前々条による契約の解除、又は契約利用者が死亡したときに終了します。

- 2 施設は、契約利用者の所有物を善良な管理の下に注意をもって保管し、契約利用者の身元保証人に連絡して一切の処置を行う。
- 3 契約利用者の身元保証人は前項の連絡を受けた場合は、7日以内にその所有物を引き取り、居室を明け渡さなければなりません。
- 4 明け渡しの期日が過ぎてもなお残置された所有物については、施設において処分できるものとし、その際の処分代は契約利用者又は身元引受人に請求するものとし、
- 5 契約利用者は、契約終了日までに居室を施設に明け渡さない場合には、契約終了日の翌日から起算して、明け渡しの日までの利用料金等を施設に支払うものとし、

### 第24条（居室の変更）

施設は、契約利用者が次のいずれかに該当するときは、居室の変更をすることができます。

- (1) 契約利用者の心身状態の変化等により、居室を変更することが適当と認められたとき
  - (2) その他、契約利用者からの申し出も含め、施設が必要と認められるとき
- 2 前項の居室の変更は、予め事前に契約利用者へ通知するものとし、ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

### 第25条（個人情報保護）

施設の職員は、業務上知り得た契約利用者及びその家族の個人情報については、契約利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことがないように努めます。

- 2 個人情報の公表に関しては、契約利用者の心身の療養、介護サービスの円滑な実施、療養上適切な施設、病院への移転の場合等、個人情報を各事業所等と取り扱う場合、別途定める「個人情報の取り扱いに関する同意書」の同意の上で行うものとし、

### 第26条（苦情処理）

施設は、契約利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情相談受付窓口を設置するなど必要な措置を講じます。

- 2 契約利用者からの苦情処理については、「契約利用者からの苦情解決の取り組みに関する実施要綱」に準じ対応を行います。

## 第27条（その他）

この契約書に定めのない事項については、必要に応じて施設、契約利用者間において協議し誠意をもって解決します。

以上の通り、施設、契約利用者、身元保証人は記名（署名）押印のうえ契約し、その証として各1通ずつ保有します。なお、自署の場合、押印は不要とします。

契約日 令和 年 月 日

事業者 法人所在地 住 所 : 〒562-0012  
大阪府箕面市白島三丁目5番50号  
法 人 名 : 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団  
代表者氏 : 理事長 行松 英明  
事業者所在地 : 〒575-0043  
四條畷市北出町28番1号  
事業所名 : 養護老人ホーム四條畷荘  
管理者職指名 : 特別養護老人ホーム四條畷荘  
庄 長 吉田 広信 印  
電話番号 : 072(878)2681  
介護保険事業者番号 : 2775700566

契 約 者 住 所 :

氏 名 : ㊟

身 元 保 証 人 住 所 :

氏 名 : ㊟